

報告第5号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例急決専決処分報告について

刑法の一部改正に伴い、大阪広域環境施設組合情報公開条例ほか3条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月27日管理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年7月22日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条・第2条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第3条・第4条）

第2節 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に伴う経過措置（第5条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（大阪広域環境施設組合情報公開条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大阪広域環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）第37条
- (2) 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第72条から第75条まで及び附則第10項

(3) 大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）第14条
（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第5条第1項第3号及び第4号並びに第6条第1項第1号及び第5項第2号

第2章 経過措置

第1節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を

同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に伴う経過措置

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第6条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第6条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪広域環境施設組合情報公開条例（抄）

（第1条第1号による改正関係）

（罰則）

第37条 第21条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役 又は50
拘禁刑

万円以下の罰金に処する。

大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（抄）

（第1条第2号による改正関係）

第72条 組合議会事務職員若しくは組合議会事務職員であった者、第15条第2項若しくは第21条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は組合議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第2項第4号アに係る組合議会個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、
2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。
拘禁刑

第73条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た組合議会保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の

懲役 又は50万円以下の罰金に処する。
拘禁刑

第74条 組合議会事務職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したと

きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
拘禁刑

第75条 第55条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50
拘禁刑

万円以下の罰金に処する。

附 則

1－9 省 略

10 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を
漏らした者は、1年以下の懲役 または50万円以下の罰金に処する。
拘禁刑

11 省 略

大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例（抄）

（第1条第3号による改正関係）

（罰則）

第14条 第7条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50
拘禁刑

万円以下の罰金に処する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（期末手当の支給制限）

第5条 第1条各号に掲げる規定の適用を受ける職員で次の各号のいずれかに該当するものには、第2条第1項、又は第4条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。ただし、任命権者が特別の事由があると認めるとき

は、この限りでない。

(1)－(2) 省 略

(3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**禁錮
拘禁刑**

以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項又は第2項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。以下同じ。）で、刑事事件（同項各号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し**禁錮
拘禁刑**

せられたもの

(5) 省 略

2－6 省 略

（期末手当の支給の一時差止め）

第6条 任命権者は、第1条各号に掲げる規定の適用を受ける職員のうち支給日に期末手当を支給することとされている職員（次項に規定する職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮
拘禁刑**

律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)－(3) 省 略

2－4 省 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合

には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮 以上の刑に処せられた場合
拘禁刑

及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき

(3) 省 略

6 省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略